

2018年7月1日
から受入制度が
スタート

日系四世受入れサポーターを募集しています！

日系四世の更なる受入制度とは

- この制度は、日系四世の方に、日系四世受入れサポーターの方から支援を受けながら、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、日本と現地日系社会との架け橋になっていただくことを目的とした制度です。
- 所定の要件を満たせば、通算して最長5年間滞在していただくことが可能です。
- 上記活動を行うための必要な資金を補うために必要な範囲内で、就労することも可能です。
- 帰国後は、日本と現地日系社会との架け橋としてご活躍いただくことが期待されます。

日系四世受入れサポーターとは

- 本制度を利用する日系四世の方に対し、無償でサポートを行っていただく存在です。
※本制度では必ず確保していただく必要があります。
- 日系四世受入れサポーターの方には、日系四世の方に対して、日本文化の習得や生活関連情報に関するアドバイスや、入管手続の援助などを行っていただきます。
- 個人の方又は非営利の法人が日系四世受入れサポーターになることができます。
- 詳細は、法務省 HP に掲載されている「日系四世受入れサポーターの方への手引き」をご覧ください。
(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00166.html)

受入れサポーターに興味を持たれた方は、こちらまでお問い合わせください。

問い合わせ先：高松入国管理局審査部門 TEL:087-822-5851

PCB使用製品の期限内処理に向けて

～変圧器・コンデンサーの処分期間が終了しました～
(PCB:ポリ塩化ビフェニル)



変圧器



コンデンサー

「PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により四国地域では、高濃度の PCB を含む変圧器・コンデンサーについては、平成30年3月31日をもって処分期間が終了しました。まだこれらの機器をお持ちの方は、中国四国地方環境事務所四国事務所までご連絡ください。



蛍光灯器具
(オフィス・商業用)



水銀灯器具
(高圧水銀・高圧ナトリウム)



高圧ナトリウム灯器具
(トンネル用)

また、これら照明器具にも、高濃度 PCB を含む安定器が使用されている場合があります。これらの処分期間も、平成33年3月31日までとなっています。

処分の手続きについては、環境省「ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト」をご覧ください。
(<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>)

※Yahoo!、Google等の検索エンジンで と検索してください。

掲載者：中国四国地方環境事務所 四国事務所 廃棄物・リサイクル対策課
TEL:087-811-7240

御利用ください！ 独占禁止法相談ネットワーク

- 商工会では
 - ✓ 独占禁止法
 - ✓ 下請法
 - ✓ 消費税転嫁対策特別措置法の相談を受け付けています。
- 内容・御希望により公正取引委員会の窓口を紹介します。



- こんなときは・・・
- ✓ 下請取引のトラブル
 - ✓ 消費税の転嫁拒否
 - ✓ 取引先の販売価格への関与

秘密厳守！

ご相談はお近くの商工会へ